

国別開発協力方針へのご意見募集結果
(ご意見の概要と外務省からの回答)

意見概要	回答
<p>(国名) ラオス人民民主共和国</p> <p>1. 開発協力方針：重点分野 ジェンダーの視点を取り入れたジェンダー主流化の推進について記載するようにしてください。また、日本政府の「開発協力大綱」および「女性の活躍推進のための開発戦略」に沿って開発における女性の参画と活躍を支援するようにしてください。</p> <p>2. 事業展開計画：重点分野（3）「産業の多角化と競争力強化，そのための産業人材育成」 教育は経済成長のためだけではなく、全ての人が質の良い教育を受ける権利があり、あらゆる格差を是正するために教育が必要である、とした位置づけも言及してください。</p> <p>3. 事業展開計画：重点分野（4）「環境・文化保全に配慮した均衡のとれた都市・地方開発を通じた格差是正」 ユニバーサルヘルスカバレッジ (UHC) の達成の観点からも、保健医療サービスへのアクセス改善において、思春期の女の子の性と生殖に関する健康と権利を改善する支援もいれてください。</p>	<p>1. ジェンダー平等や女性の参画は、ご指摘のとおり「開発協力大綱」や「女性の活躍推進のための開発戦略」で示されており、改めて国別開発協力方針に記載しないこととしておりますが、現在実施中の全ての案件においては、本大綱等を踏まえジェンダー平等や女性の参画を踏まえた案件実施に努めて参りました。引き続きこうした観点に留意し ODA 案件を実施して参ります。</p> <p>2. ご指摘を踏まえ、当該箇所を次の通り加筆致します（太字部分）。 「ラオスが産業の多角化と競争力の強化を目指す上で必要不可欠となる産業人材育成に向け、また全ての人の質の高い教育を受けあらゆる格差を是正するため、基礎教育の質の改善及び高等・職業訓練教育の拡充を支援する。（後略）」</p> <p>3. 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p>

<p>4. ラオス政府が推進する経済開発を（日本政府が）共に進めるには、同時に、人権や権利、民主化にも同等の力を入れて支援すべきではないか。</p> <p>（同趣旨の別コメント）ガバナンス面の強化は経済分野のみならず、社会の安定を確かなものとする人権擁護の分野にも振り向けられ、重点分野の一つとして位置づけられるべきであると考えます。</p>	<p>4. 基本的人権の尊重や公平性の確保・社会的弱者への配慮は「開発協力大綱」で示されており、改めて基本的には国別開発協力方針に記載しないこととしておりますが、ご意見は、弊省、JICA 本部、在ラオス日本大使館及び JICA ラオス事務所にて共有いたしました。今後の案件形成の参考とさせていただきます。</p>
<p>5. 原案作成段階において、現地 ODA タスクフォースは現地側関係機関との情報共有・意見交換等を行ったか。また、2019 年 4 月付となっているがパブリックコメントまで時間を要した理由はあるか。</p>	<p>5. 原案作成段階において、現地関係機関との情報共有等を行いました。なお、2019 年 4 月に原案作成以降日本国内や先方政府との手続等に時間を要しました。</p>
<p>6. SDGs の実現に向けた取り組みを漏れなく確実に推進するため、「SDGs の達成」を援助の基本方針として位置づけるべきであると考えます。</p>	<p>6. 現在実施中の全ての案件においては、SDGs の達成を基本方針として実施していますが、ご指摘を踏まえ「援助の基本方針（大目標）」にも「SDGs の達成」を次の通り追記しました（太字部分）：</p> <p>「我が国は、『日本・ラオス開発協力共同計画』に基づく以下 4 つの重点分野（中目標）に対する支援を確実に実施することで、SDGs の達成と同国の開発目標達成に貢献するとともに、ASEAN が進める統合や連結性の強化、域内の格差是正を図っていく。」</p>
<p>7. 事業展開計画；開発課題 3－3「農業開発」について</p> <p>開発課題の対応方針として「農業インフラの整備から生産・マーケティング・加工・流通・販売までを視野に入れたバリューチェーン構築のため包括的な支援を行う」とあるが、バリューチェーン構築がどのように国民の食料安全保障の確保や栄養状態の改善に通じるのか。商品作物の普及・生産性向上のみならず、農村地域における食料自給率向上の支援にあわせて取り組むべきではないか。</p>	<p>7. ラオスの農業開発は、国内外のバリューチェーンの未整備が障害となり、国内自給用農産物の流通の未発達や近隣諸国の輸入農作物との比較優位性の低下が課題となっており、小規模農家の市場へのアクセスや国内自給ならびに所得向上を図るためにも、農業インフラの整備からバリューチェーン構築のための包括的な支援に重点的に取り組むこととしています。</p> <p>また、農村地域では生産性の向上や栄養改善は、依然として課題であるため、本方針に基づく農業・保健等の分野での具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p>

<p>8. 過去のパブリックコメントにおける、「外国企業側の投資に際する国内法の遵守を促す枠組みづくり、ラオス政府の法執行力強化及び環境社会配慮向上のための法制度整備等を支援すべき」、「投資推進がもたらしうる負の側面、特に土地森林収用問題へ取り組むべき。」といった指摘に対し、当時は「本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。」との回答がなされた。その後、具体的なプロジェクト策定においてどのような点を実際に参考にしたのか。</p> <p>また、関連し、ラオスの中央・地方行政は制度面・組織面・人材面・財政面等において能力が十分でなく、社会状況に見合った効果的な政策の策定から、開発投資に際して影響を受ける現地住民との合意形成や補償に至るまでの行政サービスが行き届いていないという問題があるため、こうした行政サービス強化のための支援を行うべきではないか。</p>	<p>8. JICA 事業の策定・実施における環境社会配慮の取り組みにあたっては、当該事業を所掌する地方政府を含む行政機関に対して、JICA の環境社会配慮ガイドラインを説明し、ラオスの環境社会配慮に係る関連法の運用状況について確認すると共に、双方の環境社会配慮のあり方に大きな乖離がある場合には、より適切な社会配慮を行うよう働きかけを行い、必要に応じ対応策を確認し、相手国の関係者の活動を側面支援することを通じて、適切な事業実施に努めています。また、相手国政府の環境社会配慮にかかる能力強化を目的とした本邦研修に、ラオス環境当局およびインフラ開発等に関わる同国実施機関を招聘するなど、環境社会配慮の質の向上に向けた能力強化を行っています。</p> <p>ご意見は、弊省、JICA 本部、在ラオス日本大使館及び JICA ラオス事務所にて共有いたしました。今後の案件形成の参考とさせていただきます。</p>
<p>9. 過去のパブリックコメントにおける「REDD+が森林保全及びそこに暮らす人々の暮らしにとって最善の策であるかどうか、支援を通じて再考すべき。」という指摘に対し、当時は「本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。」との回答がなされた。その後、REDD+に関する具体的なプロジェクト策定においてどのような点を実際に参考にしたのか。</p>	<p>9. ラオス政府は、国家政策である「国家 REDD+戦略」のもと、取り組みを進めている「森林炭素パートナーシップファシリティ」の炭素基金排出削減プログラムにおいて、社会環境影響評価に基づき Environmental and Social Management Framework, Ethnic Group Policy Framework などの社会環境保全の枠組みを設けるとともに、「森林炭素パートナーシップファシリティ」の炭素基金を活用するにあたり、利益分配システムを通じて適切に地域住民が裨益するようなプログラムを検討し、準備を行っています。</p> <p>また、気候変動枠組み条約の下では、REDD+は COP16 合意（カンクン合意）で定められた 7 つのセーフガード項目を促進・支援していくことが求められており、その中には地域住民の知識や権利の尊重、地域住民の全面的で効果的な参加、社会・環境的便益の増強となる行動であることが含まれ、JICA における REDD+支援についてもカンクン合意のセーフガードに準拠した協力を行っています。</p>

<p>10. こうした日本・ラオス二国間の共同計画を策定する際には、関係機関／関係者からのコメントやパブリックコメントが積極的に募られ・反映されることを期待する。</p>	<p>実施中の「持続可能な森林管理及び REDD+支援プロジェクト」では、他ドナーのプロジェクトと協力して UNFCCC 決議に定める REDD+に係るセーフガード情報システムの構築やセーフガード実施状況報告書の作成等についてラオス政府を支援しています。</p> <p>10. 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p>
---	---

以上